

入所後によくあるお問い合わせ

利用開始後、保育を必要とする事由や世帯状況等が変更になっている場合はこども保育課への届出が必要です。

令和 9 年度 姫路市 教育・保育施設利用のてびき、様式集

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000033844.html>

令和 9 年度 教育・保育施設に関する申請書等ダウンロードサービス

<https://www.city.himeji.lg.jp/kurashi/0000021924.html>

姫路市オンライン手続ポータルサイト

<https://lgpos.tkc.asp.lgwan.jp/cu/282014/ea/residents/portal/home>

【申請手続きに関すること】

①転園したいのですが、どんな手続きが必要ですか？

転園の場合は、新規の申込みと同じ手続きが必要です。利用希望月前月 20 日（20 日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに申込みください。4 月入所の転園は転園申込みをされた時点で、在籍している施設の次年度在籍資格がなくなりますので、よくご検討のうえ申請を行ってください。

②転職しました、何か提出するものはありますか？

転職先の就労証明書を在籍施設もしくはこども保育課に提出してください。また、転職に伴い、保育必要量の変更をする方は、「認定区分変更届（保育必要量）」を併せて提出してください。
姫路市オンライン手続ポータルサイトにて提出する場合は、施設利用のてびき P31, 32 をご参照ください。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください。

③退職を考えています。その後も継続して施設を利用することはできますか？ また、何か提出するものはありますか？

退職され、保育を必要とする事由がなくなった場合、保育認定（2・3 号）のまま継続して利用することはできません。
ただし、退職後に求職活動をされる場合は、退職翌月から 3 ヶ月間の保育短時間認定を受けることができます、その場合は、退職月 20 日 17 時（20 日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに「誓約書兼就労予定申立書（兼退所届）」を在籍施設もしくはこども保育課に提出してください。
姫路市オンライン手続ポータルサイトから「認定変更届」に添付し、ご提出ください。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください（施設利用のてびき P31,32 参照）。
※認定こども園を利用中で 3 歳以上の場合、2 号認定から 1 号認定に変更することにより、教育利用として継続して施設を利用することができます（施設の状況により変更できない場合がありますので施設にご相談ください）。

④里帰り出産をすることになりました。施設の利用はどうなりますか？

里帰り出産等による長期欠席など、登園が全くない状態が2ヵ月続いた場合は、2ヵ月目の月末で原則退所となります。退所後は、再度利用を希望される月の前月20日17時（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに、新たな申請が必要です。

※里帰り先等で、認可・認定施設の利用はできません。

※保育料の支払いは欠席期間中も発生します。

⑤認定区分を変更したいです。手続きはどのようにしますか？

現在認定こども園を1号認定で利用しており、就労等を理由に同じ園で2号認定への変更を希望する場合、園が受け入れ可能であれば変更することができます。変更する際は①認定区分変更届（教育・保育）②施設利用申込書（2・3号認定用）③保護者の保育を必要とする事由を証明する書類の3点を必ず在籍施設経由で提出してください。

また認定こども園を2号認定で利用しており、退職等保育を必要とする事由がなくなった事を理由に同じ園で1号認定への変更を希望する場合、同じく園が受け入れ可能であれば変更することができます。変更する際は①認定区分変更届（教育・保育）②施設利用申込書（1号認定用）の2点を必ず在籍施設経由で提出してください。

※変更希望月の前月20日（20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）が締め切りとなります。

申請時のきょうだいが、入所申込の締切日において、利用調整の対象となる月に市内認可施設を保育利用（2号又は3号認定での利用に限る）することが確認できる場合は、申請児の利用調整（選考）において指数が加算されます。

⑥市外に転出します。今の施設を継続して利用するために何か手続きが必要ですか？

転出先の市町村で再度施設の申込みをする必要があります。また姫路市には市民としての利用を終えるため、電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトから「教育・保育施設退所届」の申請を行ってください(施設利用のてびき P.31,32 参照)。

⑦保護者の保育を必要とする事由に変更があります。手続きは必要ですか？

変更後の保育を必要とする事由に応じた証明書を提出してください(施設利用のてびき P.11 参照)。提出は変更のある保護者分のみで構いません。姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「認定変更届」に添付し、ご提出ください（施設利用のてびき P.31,32 参照）。

⑧現在、2号認定で申請したが保留中です。1号認定で利用開始しましたが新2号認定を取得したい。

1号利用開始までに「施設等利用給付認定（みなし認定）」の手続きが必要です。姫路市オンライン手続ポータルサイトより申請していただくか、電話にてこども保育課にご相談ください。

⑨そのほか届出の必要なことはありますか？

世帯の状況（住所、電話番号等）が、申込み時から変更になった場合は、姫路市オンライン手続きポータルサイトにて、「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください。（施設利用のてびき P.31,32 参照）。父（母）が単身赴任となった場合や、郵送物の送付先を指定する場合も、同様の変更届を申請してください。その他、児童や保護者の状況に変化が生じた場合（例：申込児童が届出保育施設（認可外保育施設）を利用し始めた場合）には、「保育状況変更届」の申請を行ってください。

【保育料に関すること】

⑩子どもの年齢が、2歳から3歳になりました。認定区分や利用者負担額（保育料）の基準は変わりますか？

認定区分は3号認定から2号認定に変更になりますが、保育料の基準は2歳児のまま変わりません（小学校の学年の考え方と同じ）。また、利用年齢が2歳までの施設を利用している方は、年度末まで継続して通うことができます（保育を必要とする事由がある場合に限る）。

⑪きょうだい別々の認可・認定施設を利用する場合、第2子は軽減にならないのですか？

別々の施設を利用していても、第2子は軽減、第3子以降は無料になります。原則として小学校就学前までの範囲において、同時に施設を利用する最年長の子どもを1人目と数えます（施設利用のてびき P.14 参照）。

⑫途中で退所した場合の利用者負担額（保育料）の取扱いはどうなりますか？

原則、月の途中で教育・保育施設を退所されても、その月の保育料は1ヵ月分必要となります。ただし、次の理由による場合のみ、途中で退所による保育料の日割り計算ができます。

1. 世帯全員が市外へ転出した場合
2. 児童が長期入院した場合
3. 児童が他の福祉施設に入所した場合

電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「教育・保育施設退所届」の申請を行ってください（施設利用のてびき P.31,32 参照）。

※1ヵ月すべて休まれた場合でも、その月の保育料は負担していただきます。

⑬海外勤務等で海外に居住していた場合、利用者負担額（保育料）はどのようになりますか？

海外での収入を申告していただき、市民税相当額を算定し保育料を決定します。申告に当たっては、「海外収入にかかる証明書兼申立書」の提出が必要です。様式はこども保育課ホームページまたは、こども保育課窓口にて取得し、窓口へ提出、もしくは電子申請にて姫路市オンライン手続きポータルサイトから「課税証明書・海外収入にかかる証明書兼申立書」の申請を行ってください（施設利用のてびき P.31,32 参照）。

⑭市民税額の変更（税の更正）がありました、利用者負担額（保育料）も変更になりますか？

原則遡及適用は行っておらず、こども保育課にて税の更正の分かった翌月からの適用になります。他課などにおいて市民税額の変更の手続きを行われた場合、こども保育課に変更後の税情報が反映されるまでにお時間をいただく場合があります。該当される方は早急に手続きされたことの方かる書類をこども保育課に提出してください。

【育児休業等に関すること】

⑮就労中ですが、病気休暇（介護休暇）を取得しています。何か手続きは必要ですか？

産休・育休以外の休業の取得(介護休業、病休)を1ヵ月以上取得される場合は、会社に提出された「診断書」や「介護休暇申請書等」の写しと併せて「病気休暇期間又は介護休暇期間」が記載された就労証明書書を姫路市オンライン手続きポータルサイト「認定変更届」より提出してください。

⑯就労していますが妊娠しました、その後も施設の利用をすることができますか？ また、何を提出すればいいのですか？

母子手帳を取得されましたら、産休開始日の属する月の20日17時(20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに提出してください。

育児休業を取得する場合、育児休業の対象となる下のお子さんが満1歳に達する日の属する年度末まで、特例的に保育短時間で利用することができます。(同じ施設で継続利用する場合に限ります)下のお子さんの産後休業最終日の属する月の20日17時(20日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日)までに、「育児休業期間および復職予定日が記載された就労証明書」の提出が必要です。

保育短時間へ変更となるのは、産休最終日の属する月の翌月からです。

なお、5歳児のお子さんについては、育児休業の対象となる下のお子さんが満1歳に到達する年度末を過ぎた後も、そのまま継続して利用することができます(就労証明書の提出が必要です)。

【令和9年度から取扱いについて】

令和9年度からは、産休(産前休業・産後休業)中に施設の利用を開始し、その後、育児休業を取得する場合についても、上記の特例により継続して利用できるよう取扱いを拡大します。

なお、産休期間中は認定事由を「妊娠・出産」とし、産休終了後、育児休業の取得に伴い「育児休業」に変更します。

※姫路市オンライン手続きポータルサイトにて「認定変更届」に添付し、提出することも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください(P.31,32参照)。

⑰育児休業から復帰する際に、上の子どもを保育標準時間認定に戻したいのですが、何か提出するものはありますか？

職場復帰月から保育標準時間認定に変更が可能となりますので、職場復帰月の前月 20 日 17 時（20 日が土・日・祝日の場合は直前の開庁日）までに、「認定区分変更届（保育必要量）」を在園施設経由でご提出ください。

姫路市オンライン手続ポータルサイトにて「認定変更届」を申請していただくことも可能です。その場合は、必ず在籍施設へ提出した旨をお伝えください(施設利用のてびき P31, 32 参照)。

期限内に提出がない場合は、（職場復帰月から）そのまま保育短時間認定が継続します。

☞※自動的には保育標準時間に変更されません。

⑱育休期間中にきょうだいと同じ施設、または希望施設へ転園したいのですが、申請できますか？

育休期間中は、転園できません。育休復帰月にきょうだいと同じ施設、または希望施設への転園をすることができます。

【世帯の異動に関すること】

⑰ひとり親世帯になりました。何か手続きは必要ですか？

次の①～③のいずれか 1 点をご準備ください。

- ① 母子家庭等医療費受給者証（保護者の医療費受給者証） ②児童扶養手当証書 ③申請者（保護者）の戸籍全部事項証明書（証明日から 3 ヶ月以内のもの）窓口もしくは姫路市オンライン手続ポータルサイトから「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください（P.31,32 参照）。離婚の場合、ひとり親世帯としての適用については、離婚及び別居が成立した翌月からとなります。前年度以前への遡及はしません。

⑱ひとり親世帯でしたが、結婚しました。何か手続きは必要ですか？

結婚相手である母（父）の保育を必要とする事由を証明する書類(施設利用のてびき P.11 参照)をご準備の上、電子申請にて姫路市オンライン手続ポータルサイトより「保護者・住所・連絡先等変更届」の申請を行ってください(施設利用のてびき P.31,32 参照)。